

松山港湾・空港整備事務所X運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所（以下、「松山港湾・空港整備事務所」という。）が取得した公式Xアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本ポリシー

公式Xアカウントにより、松山港湾・空港整備事務所の防災情報・行政情報を発信し、ユーザーの利便性を高めることをポリシーとします。

また、公式Xアカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行いません。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- | | |
|----------|---|
| (1) X | インターネットを利用して短い文章を不特定多数に公開できる手段 |
| (2) 公式X | 松山港湾・空港整備事務所が設置・運用するユーザー名及びアカウント |
| (3) ポスト | Xに投稿する文章 |
| (4) フォロー | 他のユーザーのポストを自動受信するように設定すること（常に自分が受信できるようにアカウントを登録すること） |
| (5) 返信 | Xを使っているユーザーからのポストに返信すること |
| (6) リポスト | Xを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること |

4. 運用方法

公式Xの運用主体及びアカウントの管理は松山港湾・空港整備事務所とし、以下のとおり運用します。

(1) 発信する情報

- ①松山港湾・空港整備事務所が実施する事業・イベント等に関する情報
- ②その他、港湾利用者及び地域住民等に速やかに提供すべき情報

(2) アカウントの管理及び発信する文章の作成担当

アカウントの管理は松山港湾・空港整備事務所企画調整課が行います。

ポストする文章は、松山港湾・空港整備事務所ホームページ（以下、「公式ホームページ」）に掲載する情報を補完し、別途定める発信担当者がポストします。

(3) 発信にあたっての留意点

- ①誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とします。
- ②信頼性が担保できない情報は発信しません。
- ③同意がある場合を除き、四国地方整備局職員以外の個人が特定されるような情報は掲載しません。

(4) 発信手順

情報の発信（広報）にあたっては、松山港湾・空港整備事務所内の確認の上、適時公式Xアカウントによりポストします。

(5) 他アカウントのフォロー、リポスト等

公式アカウントでは、原則として情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローや返信及びリポストは行いません。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関またはこれに準ずる機関へのフォローやリポストは、行うことがあります。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式Xのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにします。また、公式Xのユーザー名を公式ホームページ上に明示します。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

(7) 利用の促進

利用者が松山港湾・空港整備事務所の公式Xアカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため「公共機関アカウント」に登録します。

(8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として四国地方整備局及び四国地方整備局管内の事務（管理）所公式ホームページのみとします。

(9) 不適切な情報発信等の監視

適時ポストを確認し、不適切な情報発信があった場合、または第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに発信情報の訂正または削除を行います。

(10) その他

公式Xの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに松山港湾・空港整備事務所が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。

5. 免責事項

(1) 公式Xアカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、松山港湾・空港整備事務所は利用者が公式Xアカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

(2) 松山港湾・空港整備事務所は、ユーザーにより投稿された本アカウントに対する「返信」及び「リポスト」等について一切責任を負いません。

(3) 松山港湾・空港整備事務所は、本アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて変更し、その場合は、変更した旨を公式Xにより発信し、周知します。

7. 知的財産権について

ポストした、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省または正当な権利を有する者に帰属します。

公式Xの「フォロー」及び「リポスト」については、自由に行ってください。

また、転載を行う場合は出所を明記してください。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

8. 注意事項

(1) 公式Xへの「リポスト」及び「返信」への個別対応は原則として行いません。

ご意見は、公式ホームページ (<https://www.pa.skr.mlit.go.jp/matsuyama/>) の「お問い合わせ」より受け付けます。

(2) 本アカウントに対して、以下の行為はご遠慮ください。

ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、アカウントをブロックする場合があります。

① 個人情報若しくはそれを類推させるものの掲載又はそれに準ずる行為

② 松山港湾・空港整備事務所又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの

③ 松山港湾・空港整備事務所若しくは第三者の著作権、肖像権若しくは知的財産権の一部又は全

部を侵害するもの

- ④ 法令若しくは公序良俗に反するもの又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること
- ⑤ 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ⑥ 広告や宣伝目的のもの
- ⑦ 松山港湾・空港整備事務所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ⑧ 松山港湾・空港整備事務所の発信する内容に関係のないもの
- ⑨ その他、松山港湾・空港整備事務所が合理的理由により不適切と判断するもの

(3) 下記の事項等については、責任を負いません。

- ①利用者が当Xを利用したことまたは利用できなかったことにより被った損害
- ②当Xに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- ③当Xに関連して生じた利用者と第三者とのトラブルまたはその被った損害

9. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、総務省、経済産業省の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日付）に基づき運営する。

10. アカウント・ユーザーネーム

アカウント：国土交通省 松山港湾・空港整備事務所

ユーザーネーム：@mlit_MatsuKowan

URL：https://twitter.com/mlit_MatsuKowan

(附則)

令和4年 6月29日 策定

令和5年12月 1日 改正